



埼玉県報

第 2 3 9 1 号
平成 2 4 年 5 月 2 2 日
火 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [地籍調査の成果の認証\(土地水政策課\)](#)
- [腐蛆病患畜の発生\(畜産安全課\)](#)
- [保管場所標章印字機の賃貸借に関する入札公告\(会計課\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

告 示

埼玉県告示第六百八十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年五月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年五月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人チーム東松山
- 三 代表者の氏名
松本 浩一
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県東松山市箭弓町三丁目四番六号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、環境まちづくりの取り組みを踏まえ、地域コミュニティの再生、空洞化しつつある街中の活性化、および東日本大震災の被災地・被災者支援の活動を通じて、自然と人、人と人との有機的なつながりを再構築し、持続可能なまちづくりの促進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百八十一号

神川町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年五月二十二日

埼玉県知事 上田清司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地区	認証年月日
神川町	平成二十二年度 平成二十三年度	地籍図 十八枚 地籍簿 一冊	阿久原五（大字 上阿久原、大字 下阿久原の各一部）	平成二十四年 五月十七日

告示

埼玉県告示第六百八十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により次のとおり患畜等について届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年五月二十二日

埼玉県知事 上田清司

蜜 腐蛆病 蜂	伝染病及び 家畜の種類	患 畜 及 び 疑似患畜の区分	群 頭数又は 数	さいたま市	発生場所又は 区 域	発生年月日	処 置
		患 畜	一 群			平成二十四年 五月十一日	自衛殺

告 示

埼玉県告示第六百八十三号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十四年五月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

保管場所標章印字機の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成24年10月1日(月)から平成29年9月30日(土)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 押田 電話048-832-0110 内線2247

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年7月2日(月)午前10時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年6月29日(金)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年7月2日(月)午前10時50分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成24年7月2日(月)午前11時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった入札金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、落札金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を次のいずれかの方法で平成24年6月25日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成24年6月20日（水）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of the parking space sticker printer
- (2) Time limit for the tender:By the electronic tendar system;By 10:50 a.m., July 2, 2012 By mail;5:00p.m. June 29, 2012 In person;10:50 a.m. July 2, 2012
- (3) Contact point for the notice: Property Management Section, Finance Division, Financial Bureau, General Affairs Departmesnt, Saitama Prefectural Police Head-quarters, 3-15-1 Takasago,Urawa-Ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-8533,Telephone; 048-832-0110 Ext.2247

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十四年五月二十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

指 定 番 号	一〇二号
指定道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の年月日	平成二十四年五月 一四日
指 定 道 路 の 位 置	埼玉県坂戸市大字坂戸字金内山千五百二十七ノ三丁 千五百三十五ノ八 埼玉県坂戸市大字片柳字郷地千七百九十三丁千七百 九十四ノ一
指定道路の延長 (単位メートル)	四十八・六七メートル 四十四・七七メートル
指定道路の幅員 (単位メートル)	四・〇〇メートル 六・〇〇メートル

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年五月二十二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十三年十二月二十一日

指令越建セ第二三〇〇四二〇号

二 検査済証番号

平成二十四年五月十六日

越建セ第七九一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町字姫宮百四十九番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡宮代町東姫宮二丁目四番十号

島村 隆行

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年五月二十二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十三年十一月二十二日

指令越建セ第二三〇〇四三〇号

二 検査済証番号

平成二十四年五月十六日

越建セ第八〇―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町字姫宮二百八十三番二、二百八十四番二、二百九十四番三、二百九十七番一、二百九十七番三、二百九十八番一、二百九十八番三、二百九十九番一、二百九十九番二、二百九十九番三、二百九十九番四、二百九十七番三
地先，二百八十三番二地先

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市西原町一丁目四一号

アイディホーム 株式会社 代表取締役 久林 欣也